

## 税に関するQ&A・質問と回答

### 6. 国民健康保険税編

#### ■質問一覧

Q 6 - 1 申請すると高額療費費がもどってくるのでしょうか？

Q 6 - 2 市道拡幅に土地を売った。土地代金の所得税は減免になるが、国民健康保険税も減免になる？

Q 6 - 3 私は健康で病院を使わないので国民健康保険税は支払いません。

Q 6 - 4 医療費を全額自己負担する覚悟がありますので、保険証はいりません。

Q 6 - 5 なぜ国民健康保険は「税」なのに介護保険は「料」なのですか？よくわかりません。

Q 6 - 6 年金特徴というのは年金の特徴を説明しているのでしょうか？

Q 6 - 7 子どもの国保は子どもに納めさせたいので分けて納付書をいただけますか？

## ■回答

Q6-1 申請すると高額療養費がもどってくるのでしょうか？

質問：申請すると高額療養費がもどってくるのでしょうか？

答：戻ってきます。1ヶ月の医療費が高額になると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。該当する場合には、市からご案内を差し上げますので、高額療養費支給の申請をしてください。申請がないと戻ってきません。自己負担限度額は世帯によって異なりますので、詳しくは健康保険課国民健康保険係へお問い合わせください。

Q6-2 市道拡幅に土地を売った。土地代金の所得税は減免になるが、国民健康保険税も減免になる？

質問：市道拡幅に土地を売った。土地代金の所得税は減免になるが、国民健康保険税も減免になる？

答：減免とはちょっと違います。所得税の場合、計算の過程で譲渡所得の特別控除があり、譲渡所得としての所得が発生しないため、所得税が発生しないのです。国民健康保険税も所得を基に計算する所得割の部分がありますが、ここで使う所得は所得税と同じ特別控除後の所得で計算します。しかし、軽減判定※の場合は、特別控除前の額（合計所得金額）で判定します。※軽減判定は次のとおり。

世帯主と被保険者の総所得金額により、一定額以下の場合は、均等割、平等割が軽減されます。

（65歳以上の被保険者で公的年金所得がある場合は15万円控除後の金額）

○7割軽減…33万円以下の世帯

○5割軽減…33万円+24万5千円×（納税義務者を除く被保険者数）以下の世帯

○2割軽減…33万円+35万円×（被保険者数）以下の世帯

Q6-3 私は健康で病院を使わないので国民健康保険税は支払いません。

質問：私は健康で今までも、そしてこれからも病院を使うことはありません。それでも国民健康保険税は支払うのですか。

答：日本の医療保険制度は、国民皆保険であり、いずれかの医療保険に加入しなければならない決まりとなっております。よって、社会保険や共済保険などに入っていない場合は、国民健康保険に加入していただくこととなります。国民健康保険に加入している限り、たとえ病院に行かなくとも個人の負担として、国民健康保険税は払っていただくこととなります。

Q6-4 医療費を全額自己負担する覚悟がありますので、保険証はいりません。

質問：医療費を全額自己負担する覚悟がありますので、保険証はいりません。以後国民健康保険税を支払うつもりはありません。

答： Q6-3と同じように保険証をいらないといっても、国民健康保険税は個人の負担分ですので納めていただくこととなります。

Q6-5 なぜ国民健康保険は「税」なのに介護保険は「料」なのですか？よくわかりません。

質問：なぜ国民健康保険は「税」なのに介護保険は「料」なのですか？よくわかりません。

答： 「税」にするか「料」にするかは市町村で決めることができます。国民健康保険は、被保険者の医療保険の保険料としての性格を持つ目的税であり、徴収上の便宜として保険「税」の形式をとることが認められているため、妙高市は、保険「税」方式を採用しています。

Q6-6 年金特徴というのは年金の特徴を説明しているのでしょうか？

質問：年金特徴というのは年金の特徴を説明しているのでしょうか？

答： 特徴とは、特別な方法で徴収するという意味で、支給される年金等から天引きされることをいい、次の条件に該当されるかたは、介護保険料が天引きされている年金から国民健康保険税も天引きされます。

条件

対象者は、以下の[1]から[3]までの条件に全て該当する世帯主です。

[1]国民健康保険の加入世帯内の世帯主と加入者が、全てが65歳以上75歳未満であるかた

[2]介護保険料が天引きされている年金額が18万円以上あるかた

[3]国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えないかた

対象となった場合は、年金受給額(偶数月)ごとに年金からの天引き(特別徴収)により保険税を納めていただきます。

特別徴収であっても、年度途中で保険税が減額になった場合は、普通徴収に変更となります。

※特別徴収による納付であっても、口座振替納付を希望される場合は、手続きをしていただくことで口座振替納付に変更することができます。

Q6-7 子どもの国保は子どもに納めさせたいので分けて納付書をいただけますか？

質問：私は世帯主で、会社で健康保険に入っています。社会人である娘の国保は娘に納めさせたいので分けて納付書をいただけますか？

答： 国民健康保険税は、国民健康保険に加入している人（被保険者）がいる世帯の世帯主に課税されます。世帯主が加入していない場合でも、家族のだれかが加入していれば、納税義務者は世帯主となります。よって、納付書を分けて発行することはできません。